

防府市創業者販路開拓支援補助金交付要綱

令和 7 年 11 月 21 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内創業者の、新規顧客の獲得や新市場への参入を目的とした商品等の開発や改良、販路開拓を支援するため、当該取組に必要な経費の一部を補助することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 229 条に規定する開業の届出により新たに事業を開始すること、又は事業を営んでいない個人が、新たに法人を設立し、事業を開始することをいう。
- (2) 創業日 個人にあつては開業の日を、法人にあつては設立の日をいう。
- (3) 事業所 事業の用に供する直接必要な事務所、店舗及び工場等をいう。
- (4) 特定創業支援等事業 産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 2 条第 33 項に規定する事業をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する個人又は法人とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者である者
- (2) 市内に本店若しくは主たる事業所があり、第 9 条に規定する応募の日において、創業日から起算して 6 ヶ月以上 5 年未満である者
- (3) 募集の開始日より前に、防府市創業支援等事業計画における特定創業支援等事業による支援を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者から除くものとする。

(1) 市税を滞納している者

(2) 防府市暴力団排除条例(平成 23 年防府市条例第 21 号)第 2 条に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関りを持つ者

(3) 宗教活動又は政治活動を目的としている者

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)により規制の対象となる風俗営業等に該当する者

(5) チェーンストア、フランチャイズ契約その他これらに類する契約に基づく事業を営む者

(6) 同一の内容で国、地方公共団体又はこれに準ずる団体からの補助金を受けている者。また、今後、同一の内容で補助金を受給しようとする者

(7) 議決権の 50%超を有する法人が存在する者

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付対象として不適当と判断した者

(補助対象事業)

第 4 条 補助金交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 新規顧客の獲得や新市場への参入のために行う、商品等の開発又は改良事業

(2) 前号で開発又は改良した商品等の販路開拓事業

(補助対象経費)

第 5 条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表 1 に掲げる経費をいう。

2 補助対象経費については、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

(補助額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（この額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1事業あたり50万円を限度とする。

2 第4条第2号に規定する事業に係る補助金の額は、同条第1号に規定する事業に係る補助金の額、若しくは10万円のいずれか低い額を限度とする。

（補助対象期間）

第7条 補助対象事業は、次条に規定する募集要領記載の補助対象期間に完了しなければならない。

（補助対象事業の公募）

第8条 市長は、応募期間を定め、補助対象事業を公募するものとする。

2 市長は、補助対象事業の公募について、別に募集要領を定め、これを周知するものとする。

（補助対象事業への応募）

第9条 補助対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、前条に定める公募に応募しなければならない。

2 補助対象事業への応募は、前条第2項に規定する募集要領に従い、防府市創業者販路開拓支援補助金申込書（第1号様式）に必要な書類を添えて提出するものとする。

（審査委員会の設置）

第10条 市長は、応募のあった補助対象事業について、補助金の交付の適否を審査するため、審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、審査の結果を市長に報告するものとする。

3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

（1）産業振興部次長

（2）識見を有する者又は行政関係者

4 委員会の人数は5名以内とする。

5 委員長は、産業振興部次長をもって充てる。

- 6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 7 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 8 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 9 前各項に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

（補助対象者の認定）

第 11 条 市長は、委員会からの審査結果の報告を受けて、予算の範囲内で補助対象者の認定を行う。

- 2 申込者には、防府市創業者販路開拓支援補助金審査結果通知書（第 2 号様式）により通知を行う。

（指定申請）

第 12 条 補助金の交付を申請する者は、防府市創業者販路開拓支援補助金指定申請書（第 3 号様式）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 防府市創業者販路開拓支援補助金審査結果通知書に記載する補助金内示額を超えての指定申請は出来ないものとする。

（指定決定）

第 13 条 市長は、前条に規定する申請があった場合において、その内容を確認し、適当と認めるときは、防府市創業者販路開拓支援補助金指定決定通知書（第 4－1 号様式）により通知し、不適当と認めるときは、防府市創業者販路開拓支援補助金不指定決定通知書（第 4－2 号様式）により通知をするものとする。

- 2 市長は、必要と認めるときは、指定の決定に条件を付することができる。

（変更等の申請と承認）

第 14 条 補助対象者は、指定決定を受けた補助対象事業について、次の各項のいずれかに該当する変更をし、又は廃止するときは、速やかに防府市創業者販路開拓支援補助金（変更・廃止）申請書（第 5 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業計画及び事業経費の主要部分の変更

(2) 費目間の経費変更であり、流用元・流用先のいずれかの変動額が 20%を超える場合

2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、防府市創業者販路開拓支援補助金（変更・廃止）承認通知書（第 6－1 号様式）により申請者に通知をするものとする。

3 前項に規定する場合において、その内容が不適当と認めるときは、防府市創業者販路開拓支援補助金（変更・廃止）不承認通知書（第 6－2 号様式）により申請者に通知をするものとする。

（交付申請）

第 15 条 補助対象事業を完了し、補助金の交付を受けようとする者は、事業完了日から起算して 20 日を経過した日、若しくは補助金審査結果通知書（第 2 号様式）の認定日から起算して 1 年以内のいずれか早い日までに、防府市創業者販路開拓支援補助金交付申請書（第 7 号様式）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（交付決定）

第 16 条 市長は、前条に規定する申請があった場合において、その内容を確認し、適当と認めるときは、防府市創業者販路開拓支援補助金交付決定通知書（第 8 号様式）により申請者に通知をするものとする。

2 市長は、必要と認めるときは、交付の決定に条件を付することができる。

（補助金の交付）

第 17 条 前条に規定する通知を受けた者は、速やかに防府市創業者販路開拓支援補助金請求書（第 9 号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、これを審査し、速やかに当該補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第 18 条 市長は、交付決定を受けた補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 補助対象期間内において、第 4 条に規定する要件を欠くこととなったとき。

(2) 補助対象期間内において、第 13 条第 2 項に規定する条件に違反したとき。

(3) 第 16 条第 2 項に規定する条件に違反したとき。

(4) 補助対象期間内に事業を中止し、又は廃止したとき。

(5) 偽りその他不正行為により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。

(6) その他市長が取り消す必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の取消しを受けた補助対象者に対し、補助金の交付を行わず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(財産の管理等)

第 19 条 交付決定を受けた補助対象者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、事業の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

(報告及び調査)

第 20 条 市長は、補助対象期間内において、補助対象者に対し、事業に関する必要な事項について報告を求め、又は実地に調査し、必要な指示を行うことができる。

2 前項の規定は、補助金の交付を受けた中小企業者等（事業完了日から 5 年以内の者に限る。）に対する報告及び調査について、準用する。

(補則)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、募集要領等で定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

別表 1 （第 5 条 関係）

対象経費の区分	内容
（１）商品等の開発や改良事業	
試作開発費	・試作品やサンプル品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に係る費用
機械装置・ソフトウェア取得費	・機械装置に係る設計、修繕、購入及びリース・レンタルに係る費用 ・対象事業にのみ利用する特定業務用ソフトウェアの取得又は利用に関する費用
備品費	・本事業遂行において直接必要な什器や備品の購入及びリース・レンタルに係る費用
試験検査費	・本事業の実施に必要となる試験、検査及び分析に要する経費
知的財産権等関連費	・試作品等の開発、役務の開発・提供方法と密接に関連し、試作品等の開発成果の事業化にあたり必要となる特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続き代行費用や外国特許出願のための翻訳料など知的財産権等取得に関する費用
委託・外注費	・補助対象事業の遂行に必要な業務の一部を第三者に委託・外注するために支払われる費用
専門家派遣費	・補助対象事業の遂行に必要な謝金や旅費として、依頼した専門家に支払われる費用
市場調査費	・本事業の実施に必要な競合技術等の動向及びユーザーニーズの調査に要する経費
（２）本事業で開発又は改良した商品等の販路開拓事業	
広告宣伝費	・パンフレットやチラシの制作、ホームページの製作・改修、広告媒体の利用など、広告活動に要する費用
専門家派遣費	・販路開拓に必要な謝金や旅費として、依頼した専門家に支払われる費用
委託・外注費	・本事業における販路開拓の実施に必要な業務の一部を第三者に委託・外注するために支払われる費用

第 1 号様式（第 9 条関係）

防府市創業者販路開拓支援補助金 申込書

申込日	年 月 日
-----	-------

防府市長 様

標記の補助事業について補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申込します。

補助金申込額 円
(補助対象経費(税抜)の 1 / 2 で千円未満切捨。上限 5 0 万円)

1. 申請者に関する事項

氏名等	(フリガナ)			
	事業者名(屋号)			
	(フリガナ)			
	氏 名 ※法人は代表者肩書・氏名			
種別等 ☑してください	☐ 法人 ☐ 個人事業者	生年月日 (個人事業者の場合)	西暦	年 月 日
本店、主たる 事業所の所在地	〒			
主たる業種	卸売業 ・ 小売業 ・ 製造業 ・ 建設業 ・ 運輸業 ・ サービス業 ・ 飲食業 ・ 農業 ・ 漁業 ・ 林業 ・ その他 ()			
事業内容				
資本金額	円 ※会社以外は記載不要			
常時使用する従 業員数	人 ※常時使用する従業員がいなければ「0人」			
設立・開業 年月日	【法人の場合】 設立：(西暦) 年 月 日 【個人の場合】 開業：(西暦) 年 月 日 ※法人成りをしている場合、設立と開業年月日どちらも記載すること			
(フリガナ)				
担当者氏名				
連絡先	電話 (- -) 担当者携帯 (- -)			
	メールアドレス：			

2. 事業内容に関する事項

(1) 事業計画

1. 今回の申請計画で取り組む事業名（30文字以内で記入すること）

2. 補助事業の実施場所（住所）

（住所）〒 防府市

3. 計画内容

【事業期間】

（西暦） 年 月 日 ～ （西暦） 年 月 日

4. 【事業の目的・必要性】

（自社の概要：営業内容や主な取引先など）

（現状分析・課題抽出）

(1) 自社の提供する商品やサービスの強み・弱み

(2) 顧客ニーズと市場の動向

(1)～(2)の視点を参考にしながら、自社の現状と課題について具体的に記載してください。

【補助事業で開発・改良する商品又はサービスの具体的な内容について】

当補助金を活用した取組内容を、具体的に記載してください。

【販売戦略について】

- (1) 市場の現状、動向（今後の規模や方向性等）、具体的な顧客層の想定
- (2) どこで、どうやって、どれくらいの価格で、どれくらいの量売するのか（販売先、販売方法、広告宣伝方法等）

(1)～(2)について、具体的に記載してください。

	売上目標額	積算根拠
年度	千円	
年度	千円	
年度	千円	

5. スケジュール

※事業計画等の作成に当たっては防府商工会議所及び防府市中小企業サポートセンター（コネクト 22）の助言・指導を得ながら進めることができます。

※枠内に収まらない場合は、行を追加して作成してください。

6. 事業経費

(単位：円)

補助対象経費	金額（税抜）	補助対象経費	金額（税抜）
1. 商品等の開発や改良事業		2. 1 に付随して行う販路開拓事業	
試作開発費 (内訳)		広告宣伝費 (内訳)	
機械装置・ソフトウェア 取得費 (内訳)		専門家派遣費 (内訳)	
備品費 (内訳)		委託・外注費 (内訳)	
試験検査費 (内訳)		小計②	円
知的財産等関連費 (内訳)		(A) 合計①＋②	円
委託・外注費 (内訳)			
専門家派遣費 (内訳)			
市場調査費 (内訳)			
小計①	円		

申込をする補助金の額 ※補助対象経費の合計（A）×1/2 （千円未満切捨）	円
--	---

※補助金の申込額は、補助対象経費の合計（A）の1/2、又は補助上限額50万円のいずれか少ない方の金額を記入してください。

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額となります。

※ソフトウェアやクラウドサービス等の費用について、契約期間が補助対象期間を超える場合は、補助対象期間に係る経費のみが補助対象となります。年間費用については、月額に換算したもので計算します。

7. 誓約事項

必ず内容を確認し署名または記名・押印をお願いします。

社名及び代表者名（法人の場合のみ）

氏名

印

※ゴム印を使用する場合は、代表者印の押印をお願いします。

以下の内容を了承します。

- ①私は、申請内容に偽りがある場合、補助金を返還します。
- ②私は、反社会勢力に該当せず、今後も、反社会的勢力との関係を持つ意思はありません。
- ③私は、同一の内容で国、地方公共団体又はこれに準ずる団体からの補助金交付決定（採択含む）を受けていません。また、今後も同一の内容で補助金を重複受給しません。
- ④私は、本申請により入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用されることを了承します。
- ⑤私は、防府市創業者販路開拓支援補助金募集要領の内容を理解しています。
- ⑥私は、本補助金の取得後も事業を継続して実施します。

第 2 号様式（第 1 1 条関係）

指令防商 第 号
年 月 日

様

防府市長

防府市創業者販路開拓支援補助金審査結果通知書

防府市創業者販路開拓支援補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり審査結果を通知します。

記

1 事業内容

2 審査結果

☐ 採択

年度の補助対象者として認定します

補助金内示額 _____ 円

☐ 不採択

第3号様式（第12条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所 〒 _____

事業所名 _____

代表者名 _____

防府市創業者販路開拓支援補助金指定申請書

年 月 日付け指令防商第 号で通知のありました防府市創業者販路開拓支援補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて下記の通り申請します。

記

1 補助金交付申請予定額

金 _____ 円

2 添付書類

- ・防府市創業者販路開拓支援補助金審査結果通知書（第2号様式）
の写し

第 4 - 1 号様式（第 1 3 条関係）

指令防商 第 号
年 月 日

様

防府市長

防府市創業者販路開拓支援補助金指定決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市創業者販路開拓支援補助金指定申請については、下記のとおり指定決定をしたので防府市創業者販路開拓支援補助金交付要綱第 1 3 条の規定により通知します。

記

1 補助金交付予定指定額 金 円

2 指定の条件

第 4 - 2 号様式（第 1 3 条関係）

指令防商 第 号
年 月 日

様

防府市長

防府市創業者販路開拓支援補助金不指定決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市創業者販路開拓支援補助金指定申請については、下記理由により不指定とすることを決定しましたので、防府市創業者販路開拓支援補助金交付要綱第 1 3 条の規定により通知します。

記

1 不指定の理由

第5号様式（第14条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所 〒

事業所名

代表者名

防府市創業者販路開拓支援補助金（変更・廃止）申請書

年 月 日付指令防商第 号で指定決定を受けた
補助事業を（ 変更 ・ 廃止 ）しましたので、防府市創業者販路
開拓支援補助金交付要綱第14条第1項の規定により申請します。

記

1 申請事業名

2 補助額の変更

（1）既存交付予定指定額

円

（2）変更交付予定指定額

円

（3）差 額

円

3 変更または廃止の理由

4 添付書類

- ・ 前項の事実を証する書類
- ・ 変更後の経費区分等

第 6 - 1 号様式（第 1 4 条関係）

防 商 第 号
年 月 日

様

防府市長

防府市創業者販路開拓支援補助金（変更・廃止）承認通知書

年 月 日付で申請のあった防府市創業者販路開拓支援補助金（変更・廃止）申請書については、下記のとおり承認したので、防府市創業者販路開拓支援補助金交付要綱第 1 4 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 承認内容 （ 変更 ・ 廃止 ）

2 変更後交付予定指定額 _____ 円

第 6 － 2 号様式（第 1 4 条関係）

防 商 第 号
年 月 日

様

防府市長

防府市創業者販路開拓支援補助金（変更・廃止）不承認通知書

年 月 日付で申請のあった防府市創業者販路開拓支援補助金（変更・廃止）申請書については、下記の理由により不承認とするので、防府市創業者販路開拓支援補助金交付要綱第 1 4 条第 3 項の規定により通知します。

記

1 不承認の理由

第 7 号様式（第 1 5 条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所 〒

事業所名

代表者名

防府市創業者販路開拓支援補助金交付申請書

年 月 日付けの補助金指定決定通知書に係る補助事業が完了しましたので、防府市創業者販路開拓支援補助金交付要綱第 1 5 条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 補助額 円

2 添付書類

- ・ 実施内容報告書（別紙 1）
- ・ 請求書及び領収書等の写し（経費の内訳及び支払いがわかるもの）
- ・ 写真等（取得した物品や型番等が映っているもの、事業の取組実績がわかるもの）

(別紙 1)

実 施 内 容 報 告 書

事 業 名	
事業の実施期間	年 月 日 から 年 月 日まで
事業の実績 (実施内容・実施方法・実績)	
事業の効果・成果	
今後の展開	

(2) 事業経費

(単位:円)

補助対象経費	金額(税抜)	補助対象経費	金額(税抜)
1. 商品等の開発や改良事業		2. 1 に付随して行う販路開拓事業	
試作開発費 (内訳)		広告宣伝費 (内訳)	
機械装置・ソフトウェア取得費 (内訳)		専門家派遣費 (内訳)	
備品費 (内訳)		委託・外注費 (内訳)	
試験検査費 (内訳)		小計②	円
知的財産等関連費 (内訳)		(A) 合計①+②	円
委託・外注費 (内訳)			
専門家派遣費 (内訳)			
市場調査費 (内訳)			
小計①	円		

交付を受けようとする補助金の額 ※補助対象経費の合計(A) × 1/2	円
--	---

※補助金交付申請額は、補助対象経費の合計(A)の1/2、又は補助上限額50万円のいずれか少ない方の金額を記入してください。

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額となります。

※ソフトウェアやクラウドサービス等の費用について、契約期間が補助対象期間を超える場合は、補助対象期間に係る経費のみが補助対象となります。年間費用については、月額に換算したもので計算します。

第 8 号様式（第 1 6 条関係）

指令防商 第 号
年 月 日

様

防府市長

防府市創業者販路開拓支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった防府市創業者販路開拓
支援補助金については、下記のとおり交付決定しましたので、防府市
創業者販路開拓支援補助金交付要綱第 1 6 条第 1 項の規定により通知
します。

記

1 補助金交付決定額 _____ 円

2 条 件

第 9 号様式（第 1 7 条関係）

防府市創業者販路開拓支援補助金請求書

金 額		百	十	万	千	百	十	円

内 訳 防府市創業者販路開拓支援補助金として

防府市創業者販路開拓支援補助金交付要綱第 1 7 条第 1 項の規定により、上記のとおり補助金を請求します。

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所 〒

事業所名

代表者名

（補助金は、次の口座に振り込んで下さい。）

振 込 先 金融機関	銀行・信用金庫・労働金庫 農協・漁協・信用組合							
	支所・支店・出張所							
口座番号 種 別								1：普 通 2：当 座
フリガナ								
口座名義								